

この議案は、平成31年2月7日開催の総会で承認されました。

第7回通常総会議案

(平成31年度)



期 日 平成31年2月7日
場 所 鳥取市末広温泉町556
白兔会館
「らいちょうの間」

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会

第7回 公益社団法人 鳥取県緑化推進委員会通常総会

日 時 平成31年2月7日（木）

午後1時30分～

場 所 鳥取市末広温泉町556

白兔会館 「らいちょうの間」

電 話 0857-23-1021

総 会 次 第

1 開 会

2 理事長あいさつ

3 議長選出

4 議事録署名人の指名

5 議 題

第1号議案 平成30年度事業報告及び収支決算について
(監 査 報 告)

第2号議案 役員の改選について
(休 憩) (臨時理事会開催)

第3号議案 常勤理事の報酬等の額について

6 報告事項

(1) 平成31年度事業計画及び収支予算について

7 その他

8 閉 会

第1号議案

平成30年度事業報告及び収支決算書について (平成30年1月1日～平成30年12月31日)

1. 業 務 報 告

1月22日(月)	第1回緑の募金等運営協議会	於	県庁会議室
1月24日(水)	監事会(監査)	於	県庁会議室
1月29日(月)	第1回通常理事会	於	県庁会議室
2月13日(火)	第6回通常総会	於	白兔会館
3月26日(月)	緑の募金街頭キャンペーンの実施	於	イオン鳥取北店 イオン日吉津店
4月23日(月)	森の教室 鳥取市立 美保保育園		
4月24日(火)	森の教室 鳥取市立 美和保育園		
4月25日(水)	森の教室 鳥取市立 富桑保育園		
4月26日(木)	森の教室 鳥取市立 すくすく保育園		
5月8日(火)	学校環境緑化モデル事業完成式典	於	米子市立 成実小学校
〃(〃)	森林・山村多面的機能発揮対策審査委員会	於	倉吉未来中心
5月27日(日)	第63回鳥取県植樹祭	於	大山町大山
6月26日(火)	森林・山村多面的機能発揮対策審査委員会	於	倉吉未来中心
6月26日(火)	第1回臨時理事会(書面表決)		
7月12日(木)	第1回臨時総会	於	白兔会館
〃(〃)	第2回臨時理事会	於	白兔会館
7月25日(水)	第2回緑の募金等運営協議会	於	県庁会議室
8月9日(木)～10日(金)	鳥取県みどりの少年団交流集会	於	船上山少年自然年の
8月20日(月)	森林・山村多面的機能発揮対策安全研修会	於	林業試験場
8月27日(月)	学校環境緑化モデル事業完成式典	於	鳥取市立世紀小学校
8月28日(火)	全国緑化推進委員会連絡協議会総会	於	東京都
〃(〃)	全国緑の少年団連盟通常総会	於	〃

8月29日(水) (公社)国土緑化推進機構通常総会 於 東京都

10月9日(火) 森の教室 社会福祉法人鳥取福社会 むつみ保育園

10月10日(水) 森の教室 鳥取市立 河原あゆっこ園

10月11日(木) 森の教室 社会福祉法人鳥取福社会 わかば台保育園

10月22日(月) 平成30年度鳥取県緑化運動・育樹運動
ポスター原画審査会 於 県庁会議室

10月25日(木)～26日(金)
第67回中国・四国地区緑化推進協議会総会 於 岡山県

11月29日(木) 学校環境緑化モデル事業完成式典 於 鳥取市立津ノ井小学校

12月4日(火) 第3回緑の募金等運営協議会 於 県庁会議室

12月5日(水) 全国緑化推進委員会連絡協議会全体会議 於 東京都

12月7日(金) 第2回通常理事会 於 県庁会議室

12月13日(木) 森の教室 認定こども園 鳥取第五幼稚園

12月14日(金) 森の教室 鳥取市立 豊実保育園

2 平成30年度事業報告

事業 1 緑の募金事業

【平成30年度緑の募金結果】

(1) 募金期間及び活動内容

春 期 平成30年3月25日（日）～平成30年5月31日（木）
（街頭募金、学校募金、家庭募金、職場募金、企業募金等の実施）

秋 期 平成30年9月1日（土）～平成30年10月31日（水）
（学校募金、家庭募金、職場募金等の実施）

(2) 募金目標及び実績 (単位：円)

区 分		平成29年度	平成30年度	伸び率 (%)
目 標 額		25,000,000	25,000,000	100
実 績	春 期	19,774,061	19,879,798	100.5
	秋 期	1,901,678	1,636,039	86.0
	計	21,675,739	21,515,837	99.3
達成率 (%)		86.7	86.1	

(3) 募金内訳 (単位：千円)

区 分	平成29年度		平成30年度				伸び率 B/A× 100
	金額 (A)	比率%	春 期	秋 期	計 (B)	比率 (%)	
街 頭	567	2.6	521	0	521	2.4	91.9
学 校	1,098	5.0	964	22	986	4.6	89.8
家 庭	15,823	73.0	15,323	295	15,618	72.6	98.7
企 業	732	3.4	694	120	814	3.8	111.2
職 場	2,834	13.1	2,060	966	3,026	14.1	106.8
その他	622	2.9	349	202	551	2.5	88.6
計	21,676	100.0	19,911	1,605	21,516	100.0	99.3

(4) 募金団体数 (単位：団体)

	街頭募金	学校募金	家庭募金	企業募金	職場募金	その他	計
H29年度	12	158	1,681	66	499	68	2,484
H30年度	12	147	1,693	67	514	69	2,502

【平成30年度 緑の募金事業報告】

1 森林の整備事業（90,000円）

（1）森林づくりの促進（90,000円）

公共性の高い森林等の整備を推進するため、森林づくり活動及び森林を利用した交流活動を行った次の団体に対して助成した。

(単位：円)

事業実施主体	事業内容	事業費	助成額
森は海の恋人の会 (鳥取市)	人工林を間伐し、その空間に広葉樹を植栽することで混交林造成を行い、山のダム機能の回復を目指す植林事業を実施した。 植栽：コナラ 100本	100,300	90,000

（2）ボランティア活動の支援（希望グループなし）

森林ボランティア活動の活性化を図るため、県下の中核的な森林ボランティアに対して助成を行なう。

2 緑化推進事業（11,636,821円）

（1）全県緑化の推進（769,471円）

① 鳥取県植樹祭の開催（377,971円）

県民一人ひとりが、植樹を通じて自然との共生を図りながら、緑を育てる意識を醸成し、緑豊かな郷土を未来に引き継ぐことを目的として、鳥取県、大山町と共催により第63回鳥取県植樹祭を開催した。

- ・開催期日 平成30年5月27日（日）
- ・開催場所 西伯郡大山町大山 「大山国体広場」
- ・参加者 県民、みどりの少年団 他（約500名）

② 誕生記念樹の贈呈（391,500円）

赤ちゃんの誕生をお祝いするとともに、未来を担う子ども達に豊かなみどりを引き継いでもらうため、平成29年9月1日～平成30年8月31日に生まれた赤ちゃんを対象に、配布を希望される方145名に緑化樹を贈呈した。

② みどりの少年団の交流集会（329,169円）

みどりの少年団が、自然の中での学習や共同生活を通じて、緑に親しみ、思いやりの心を養うとともに、相互の交流と活動の活性化を図るため、次のとおり交流集会を実施した。

- ・開催日 平成30年8月9日（木）～10日（金）
- ・開催場所 鳥取県立船上山少年自然の家
- ・参加者数 団員24名（4少年団）

③ みどりの少年団育成（1,110,000円）

次代を担う子ども達が自然を愛し、心豊かな人間に育つことを支援するため、申請のあった県内37小学校のみどりの少年団に対して一律30,000円の活動費を助成した。

④ 全国緑の少年団指導者研修会参加助成（支出なし）

みどりの少年団指導者の指導体制の強化及び活動の活性化を図るため、全国の少年団連盟が主催する指導者研修会へ県内指導者を派遣し、全国の指導者との交流、指導技術の向上を図るため、参加者に対し経費の一部を助成する。

(4) 募金事業交付金（8,376,881円）

県内各地区の学校及び公的施設等の緑化を推進するため、森林整備や環境緑化事業の実施を希望する募金団体に、市町村支部を窓口として家庭募金・学校募金・街頭募金額の65%を限度に募金事業交付金を交付した。

- ・交付対象支部 18市町村支部（289団体）
- ・交付額 8,376,881円

(5) 森林・山村多面的機能発揮対策交付金（継続中）

荒廃が進む里山林を整備するため地域住民が森林所有者、NPO法人、民間団体等と一緒に活動組織を作り、里山林の整備や侵入竹の除去、山林資源の活用、森林の中の自然体験等の活動を行う場合、活動組織に対し交付金を交付する。

- ・H29年度実施活動組織（H29.4.1～H30.3.31）
9 団体 交付金額 5,847,000円
- ・H30年度実施活動組織（H30.4.1～H31.3.31）
4 団体 交付予定金額 1,462,000円

別紙

平成30年度市町村支部交付金事業一覧

(単位:円)

支 部 名	学 校 緑 化		地 区 緑 化		婦 人 会 緑 化		団 体 緑 化		公 共 施 設 等 緑 化		計	
	団 体	交 付 額	団 体	交 付 額	団 体	交 付 額	団 体	交 付 額	団 体	交 付 額	団 体	交 付 額
鳥 取 市	19	252,559	38	925,563	2	94,703	2	209,100	2	35,896	63	1,517,821
岩 美 町			15	442,807							15	442,807
八 頭 町	5	155,000							7	243,540	12	398,540
若 桜 町	1	45,000					2	76,000			3	121,000
智 頭 町	2	85,000	1	40,246	1	110,000					4	235,246
倉 吉 市	16	323,200	13	1,109,400							29	1,432,600
湯 梨 浜 町	5	137,000	12	241,000					7	99,969	24	477,969
三 朝 町	4	56,000					12	180,000			16	236,000
北 栄 町	2	100,000	4	159,195							6	259,195
琴 浦 町	6	235,000	17	288,500							23	523,500
米 子 市	31	122,000	13	507,000	1	13,000	2	50,000			47	692,000
境 港 市	2	59,100	4	637,400							6	696,500
日 吉 津 村	1	168,960	1	59,040							2	228,000
南 部 町	5	150,000	8	150,000					4	80,000	17	380,000
伯 耆 町	5	75,000	7	228,076							12	303,076
大 山 町	5	103,157									5	103,157
日 南 町											0	0
日 野 町			1	59,940					2	149,530	3	209,470
江 府 町	2	120,000									2	120,000
合 計	111	2,186,976	134	4,848,167	4	217,703	18	515,100	22	608,935	289	8,376,881

平成29年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金（実績）

（交付金額：円）

番号	活動組織名 （活動場所）	取組メニュー	面積・回数	交付金額				活動内容
				国	県(1/6)	市町村(1/6)	計	
1	澄水里山保全の会 （鳥取市）	森林資源利用	2.0 ha	240,000	40,000	40,000	320,000	・青谷町澄水にて椎茸ほだ場整備（下刈り、ほだ木天地返し）、作業道の維持改修及び、ほだ場管理の実施
		小計		240,000	40,000	40,000	320,000	
2	JA鳥取いなば河原支店椎茸生産部 （鳥取市）	森林資源利用	4.3 ha	516,000	86,000	86,000	688,000	・河原町水根他にて椎茸原木伐採、玉切り、集材、ほだ場整備（草刈り、ほだ木起し等）、植菌、採取作業の実施 ・資機材（チェーンソー・刈払機・ドリル）購入
		資機材・施設整備(1/2)		153,000	-	-	153,000	
		小計		669,000	86,000	86,000	841,000	
3	チーム竹取物語 （鳥取市）	地域環境保全(竹林)	1.0 ha	285,000	47,500	47,500	380,000	・青谷町青谷地区の侵入竹伐採を実施 ・資機材（チェーンソー・電気のごぎり・刈払機）購入
		資機材・施設整備(1/2)		99,000	-	-	99,000	
		小計		384,000	47,500	47,500	479,000	
4	若葉台里山塾 （鳥取市）	地域環境保全(里山林)	0.2 ha	24,000	4,000	4,000	32,000	・若葉台地区の里山林の間伐等 ・若葉台地区の侵入竹の伐採 ・若葉台地区の里山を活用し、安全作業研修会、薪づくり体験会、里山クッキングの会、森のお散歩会を実施 ・資機材（刈払機）購入
		地域環境保全(竹林)	1.2 ha	342,000	57,000	57,000	456,000	
		教育・研修活動	12 回	456,000	76,000	76,000	608,000	
		資機材・施設整備(1/2)		37,000	-	-	37,000	
		小計		859,000	137,000	137,000	1,133,000	
5	にちなん森あそびの会 （日南町）	地域環境保全(里山林)	3.0 ha	360,000	60,000	60,000	480,000	・日南町湯河で林内の灌木・笹等の刈払いと森林体験活動を実施 （薪割り、山の手入れ体験等）
		教育・研修活動	12 回	456,000	76,000	75,000	607,000	
		小計		816,000	136,000	135,000	1,087,000	
6	津ノ井地区自治会 （鳥取市）	地域環境保全(里山林)	1.09 ha	130,800	21,800	21,800	174,400	・香取(空山)地内にて広葉樹植林地の下草刈り、作業道の整備を実施
		小計		130,800	21,800	21,800	174,400	
7	鳥取・森のようちえん・風りんりん （鳥取市）	地域環境保全(里山林)	0.4 ha	48,000	8,000	8,000	64,000	・鳥取市大畑の森林の間伐、搬出、歩道の整備 ・森のおさんぽ会を実施 （のごぎりを使って木を切る体験、松ぼっくりツリー作り、クッキング体験等） ・資機材（刈払機）購入
		教育・研修活動	4 回	152,000	25,300	25,300	202,600	
		資機材・施設整備(1/2)		19,000	-	-	19,000	
		小計		219,000	33,300	33,300	285,600	
8	JA鳥取いなば青谷支店椎茸生産部 （鳥取市）	森林資源利用	1.0 ha	120,000	20,000	20,000	160,000	・青谷町蔵内・紙屋にて椎茸原木伐採、玉切り、搬出を実施
		小計		120,000	20,000	20,000	160,000	
9	八頭西椎茸生産組合 （鳥取市）	森林資源利用	4.2 ha	504,000	84,000	84,000	672,000	・鳥取市用瀬町江波、佐治町森坪他にて椎茸原木伐採、搬出、玉切り、椎茸ほだ場整備（草刈り他）、植菌、採取作業の実施 ・資機材（チェーンソー・刈払機・簡易散水施設・ドリル・防風ネット・アニマルキラーセット）購入
		資機材・施設整備(1/2)		695,000	-	-	695,000	
		小計		1,199,000	84,000	84,000	1,367,000	
合計 （9地区）	活動推進費			0	0	0	0	0地区
	地域環境保全(里山林)	4.69 ha	562,800	93,800	93,800	750,400	4地区	
	地域環境保全(竹林)	2.2 ha	627,000	104,500	104,500	836,000	2地区	
	森林資源利用	11.5 ha	1,380,000	230,000	230,000	1,840,000	4地区	
	森林機能強化	m	0	0	0	0	地区	
	教育・研修活動	28 回	1,064,000	177,300	176,300	1,417,600	3地区	
	資機材・施設整備(1/2)		1,003,000	-	-	1,003,000	5地区	
	資機材・施設整備(1/3)		0	-	-	0	地区	
	小計		4,636,800	605,600	604,600	5,847,000		

平成30年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金（継続中）

（交付金額：円）

番号	活動組織名 (活動場所)	取組メニュー	面積・回数	交付金額				活動内容
				国	県(1/6)	市町村(1/6)	計	
1	にちなん森あそびの会 (日南町)	地域環境保全(里山林)	3.3 ha	396,000	66,000	66,000	528,000	・林内の雑草木の刈払い、枯損木・風倒木の除去、遊歩道の整備等 ・森林整備作業体験、森林の多面的機能を体験する各種プログラム
		教育・研修活動	6回	228,000	38,000	38,000	304,000	
		小計		624,000	104,000	104,000	832,000	
2	チーム竹取物語 (鳥取市)	地域環境保全(竹林)	1.0 ha	285,000	47,500	47,500	380,000	・竹林整備 ・資機材(電動式刈払機1台)購入
		資機材・施設整備(1/2)		27,000	-	-	27,000	
		小計		312,000	47,500	47,500	407,000	
3	日野町薪割り倶楽部 (日野町)	活動推進費		39,000	6,500	6,500	52,000	・薪原木伐採、搬出、薪割り ・資機材(チェーンソー1台)購入
		森林資源利用	0.2 ha	24,000	4,000	4,000	32,000	
		資機材・施設整備(1/2)		11,000	-	-	11,000	
		小計		74,000	10,500	10,500	95,000	
4	JA鳥取いなば青谷支店椎茸生産部 (鳥取市)	森林資源利用	0.8 ha	96,000	16,000	16,000	128,000	・椎茸生産の為の原木の伐採、玉切り、搬出を実施
		小計		96,000	16,000	16,000	128,000	
合計 (4地区)		活動推進費		39,000	6,500	6,500	52,000	1地区
		地域環境保全(里山林)	3.3 ha	396,000	66,000	66,000	528,000	1地区
		地域環境保全(竹林)	1.0 ha	285,000	47,500	47,500	380,000	1地区
		森林資源利用	1.0 ha	120,000	20,000	20,000	160,000	2地区
		森林機能強化	m	0	0	0	0	地区
		教育・研修活動	6回	228,000	38,000	38,000	304,000	1地区
		資機材・施設整備(1/2)		38,000	-	-	38,000	2地区
		資機材・施設整備(1/3)		0	-	-	0	地区
	小計		1,106,000	178,000	178,000	1,462,000		

事業2 緑と水の森林ファンド事業

1 樹名板の設置（795,600円）

樹木に親しみ、樹木を大切にする心を養うため、公園、学校等の公的な場所の樹木に、県産材の樹名板を設置した。

(単位：枚)

市町村	設置場所又は団体	設置枚数
鳥取市	城山まもりたい	10
	久松小学校	21
	小鷲河ふる里をまもる会	50
岩美町	岩美南小学校	50
	岩美西小学校	15
八頭町	あせびの会	94
智頭町	智頭小学校	10
倉吉市	成徳地区公民館	10
	河北小学校	10
琴浦町	劬保育園	10
米子市	青木遺跡公園	90
境港市	渡小学校	20
	境小学校	30
大山町	大山小学校	25
	中山中学校	10
日野町	荒神原集落	8
	文化センター	5
合 計		468

2 木工工作キット配布事業（638,537円）

小中学校の児童・生徒に木材触れることを通じて、木材の良さを認識してもらうため、県産材を利用した工作キット等を希望のあった学校に配付した。

(単位：セット、枚)

市町村	配布場所	配布品及び数量		
		キット	スギ板	合計
鳥取市	岩倉小学校	7		7
	浜村小学校		80	80
若桜町	若桜学園小学校	25		25
智頭町	智頭小学校	47		47
倉吉市	成徳小学校	25		25
	北谷小学校	16		16
	関金小学校	27		27
	明倫小学校		20	20
三朝町	東小学校	6		6
米子市	車尾小学校	27		27
	崎津小学校	24	50	74
	伯仙小学校	76		76
	和田小学校		27	27
	後藤ヶ丘中学校	30		30
境港市	上道小学校	34		34
	誠道小学校	15	28	43
伯耆町	八郷小学校	17		17
大山町	名和小学校	21		21
合計		397	205	602

3 青少年・民間活動グループ育成事業（220,000円）

民間のボランティア団体等の自主的な緑化活動を促進するため、緑化活動や学習会を行った次の2団体に対して助成した。

(単位：円)

事業実施主体	事業内容	事業費	助成額
鳥取県木材青年経営者協議会 (米子市)	木材の良さを普及啓発するため、木材を使ったオリジナルキット（小物入れ、おもちゃ箱、ごみ箱）を使い、組み立てる木工教室を開催。	146,000	100,000
ふれあいの郷かあらやま (大山町)	子供達が木や森に親しむよう、無垢板で棚を組み立てる木工教室を開催。	165,243	120,000
計 2団体		311,243	220,000

4 森林空間活用推進事業（188,000円）

森林・緑に関するイベント、学習会の開催並びに体験学習による植樹、保育作業の実施、憩いの場・癒しの場としての森林整備に助成した。

(単位：円)

事業実施主体	事業内容	事業費	助成額
鳥取ハドルの会 (鳥取市)	森林の現状を把握するとともに、森林を育てることの大切さを知り、森林のもつ健康増進効果を体感した。 ・森林観察、草木染体験 ・ラフターヨガ	191,545	188,000

5 学校環境緑化モデル事業（1,000,000円）

(株)ローソン緑の募金による緑と水の森林ファンド事業積立金制度を活用して、学校環境フィールドの整備に取り組む次の小学校に助成した。

(単位：円)

事業実施主体	事業内容	事業費	助成金
鳥取市立 世紀小学校	校門から校舎玄関までの樹木の整備と植樹を行い、森林学習等の環境整備を行った。 植樹：オタフクナンテン等 81本 剪定：6本	500,000	500,000
鳥取市立 津ノ井小学校	120周年の記念植樹と校舎周辺の樹木剪定を行った。 植樹：ブルーベリー等 27本 剪定：10本	500,000	500,000

事業3 緑化普及事業

1 普及啓発

(1) コンクール等の実施及び表彰

鳥取県と共催により、下記コンクール等を行い緑化意識の高揚に努めた。

コンクール名	共催者	応募点数	表彰点数	内緑推表彰
平成30年度鳥取県緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール	鳥取県	55	13	7

(2) 広報活動事業

ア ショッピングセンター、各種イベント会場において、みどりの少年団等が緑の募金活動を行って緑化運動への協力を呼びかけた。

イ 国土緑化及び育樹運動ポスターの掲示、並びに新聞広告の掲載により緑化の推進の広報に努めた。

ウ 春の募金期間に合わせ、テレビCMを放映し、緑化推進の広報に努めた。

エ ホームページにより情報公開に努めるとともに、各種催し等の迅速な情報提供に努めた。

(3) 会報誌の発行

「とっとり緑推だより」を2回発行し、会員、イベント来場者、緑の募金団体等に配布し、緑化推進の取り組みや緑の募金等についての情報提供に努めた。

2 緑化の推進

(1) 一株植樹運動

家庭等の緑化を推進するため、市町村、苗木生産業者の協力を得て、緑化用苗木を安価で斡旋した

取扱本数 30種類 6,537本

3. 平成30年度正味財産増減計算書

平成30年 1月 1日から平成30年12月31日まで

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	4,247,000	4,267,000	-20,000
正会員受取会費	3,347,000	3,397,000	-50,000
賛助会員受取会費	900,000	870,000	30,000
事業収益	1,746,980	2,183,450	-436,470
一株植樹	1,746,980	2,183,450	-436,470
受取補助金等	10,460,822	12,824,200	-2,363,378
国土緑化推進機構交付金	1,000,000	950,000	50,000
国土緑化推進機構助成金	1,840,000	1,840,000	0
緑と水の森林ファンド助成金	1,500,000	500,000	1,000,000
林野庁交付金（多面的利用対策）	4,825,222	9,490,600	-4,665,378
県交付金（多面的利用対策）	712,800	21,800	691,000
市町村交付金（多面的利用対策）	582,800	21,800	561,000
受託金	20,000	50,000	-30,000
国土緑化推進機構等受託金	20,000	50,000	-30,000
緑の募金	21,515,837	21,675,739	-159,902
緑の募金	21,515,837	21,675,739	-159,902
雑収益	9,258	1,802	7,456
受取利息	1,758	1,802	-44
雑収益	7,500	0	7,500
経常収益計	37,999,897	41,002,191	-3,002,294
(2) 経常費用			
事業費	36,668,429	38,938,881	-2,270,452
給料手当	4,253,216	4,191,780	61,436
報酬	45,000	45,000	0
諸手当	1,413,827	1,327,524	86,303
臨時雇用賃金	1,399,579	1,353,180	46,399
福利厚生費	1,221,057	1,144,742	76,315
会議費	25,210	57,645	-32,435
旅費交通費	1,078,460	982,930	95,530
通信運搬費	585,804	497,674	88,130
消耗品費	896,511	904,838	-8,327
広告費	1,966,896	1,906,200	60,696
材料費	3,110,354	3,623,466	-513,112
印刷製本費	754,791	816,063	-61,272
光熱水料費	46,293	45,668	625
賃借料	129,440	131,360	-1,920
保険料	13,584	13,904	-320
諸謝金	15,000	27,000	-12,000
租税公課	2,262	2,990	-728
支払助成金	5,593,437	5,198,629	394,808
支払交付金	13,343,681	15,898,714	-2,555,033
委託費	476,766	422,025	54,741
支払手数料	297,261	347,549	-50,288
管理費	1,646,872	1,399,985	246,887
役員報酬	415,200	273,600	141,600
給料手当	250,114	220,620	29,494
報酬	108,000	108,000	0
諸手当	89,945	69,868	20,077
臨時雇用賃金	64,631	71,220	-6,589
退職給付費用	124,260	91,500	32,760
福利厚生費	62,864	61,245	1,619
会議費	97,288	71,576	25,712
旅費交通費	6,489	20,046	-13,557
通信運搬費	22,835	19,806	3,029
消耗什器備品費	140,270	0	140,270
消耗品費	14,662	131,317	-116,655
印刷製本費	13,342	17,203	-3,861
光熱水料費	11,501	11,345	156
賃借料	16,160	16,640	-480

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
租税公課	538	710	-172
支払負担金	180,000	184,360	-4,360
国土緑化推進機構	120,000	120,000	0
全国緑化推進委員会連絡協議会	10,000	10,000	0
緑の少年団全国連盟	50,000	50,000	0
鳥取県社会保険協会	0	4,360	-4,360
委託費	1,500	2,116	-616
支払手数料	27,273	28,813	-1,540
経常費用計	38,315,301	40,338,866	-2,023,565
評価損益等調整前当期経常増減額	-315,404	663,325	-978,729
損益評価等計	0	0	0
当期経常増減額	-315,404	663,325	-978,729
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	-315,404	663,325	-978,729
当期一般正味財産増減額	-315,404	663,325	-978,729
一般正味財産期首残高	19,887,947	19,224,622	663,325
一般正味財産期末残高	19,572,543	19,887,947	-315,404
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	0	0	0
基金期末残高	0	0	0
IV 正味財産期末残高	19,572,543	19,887,947	-315,404

※ 収支相償：公益法人は、その公益目的事業を行うにあたり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない
(公益法人認定法 第14条)

4. 平成30年度正味財産増減計算書内訳表

平成30年 1月 1日から平成30年12月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業				法人会計	合 計
	公1(緑の募金)	公2(緑と水)	公3(緑化普及)	共通事業		
I 一般正味財産増減の部						
1 経常増減の部						
(1) 経常収益						
受取会費	0	0	0	2,123,500	2,123,500	4,247,000
正会員受取会費	0	0	0	1,673,500	1,673,500	3,347,000
賛助会員受取会費	0	0	0	450,000	450,000	900,000
事業収益	0	0	1,746,980	0	1,746,980	1,746,980
一株植樹	0	0	1,746,980	0	1,746,980	1,746,980
受取補助金等	6,620,822	3,840,000	0	0	10,460,822	10,460,822
国土緑化推進機構交付金	500,000	500,000	0	0	1,000,000	1,000,000
国土緑化推進機構助成金	0	1,840,000	0	0	1,840,000	1,840,000
緑と水の森林ファンド助成金	0	1,500,000	0	0	1,500,000	1,500,000
林野庁交付金(多面的利用対策)	4,825,222	0	0	0	4,825,222	4,825,222
県交付金(多面的利用対策)	712,800	0	0	0	712,800	712,800
市町村交付金(多面的利用対策)	582,800	0	0	0	582,800	582,800
受託金	0	0	20,000	0	20,000	20,000
国土緑化推進機構等受託金	0	0	20,000	0	20,000	20,000
緑の募金	21,515,837	0	0	0	21,515,837	21,515,837
雑収益	21,515,837	0	0	0	21,515,837	21,515,837
雑収益	25	0	7,500	1,645	9,170	9,258
受取利息	25	0	0	1,645	1,670	1,758
雑収益	0	0	7,500	0	7,500	7,500
経常収益計	28,136,684	3,840,000	1,774,480	2,125,145	35,876,309	37,999,897
(2) 経常費用						
事業費	28,667,499	4,698,669	3,302,261	0	36,668,429	36,668,429
給料手当	3,169,392	666,968	416,856	0	4,253,216	4,253,216
報酬	45,000	0	0	0	45,000	45,000
諸手当	934,424	246,253	233,150	0	1,413,827	1,413,827
臨時雇用賃金	1,119,518	172,345	107,716	0	1,399,579	1,399,579
福利厚生費	930,949	168,488	121,650	0	1,221,057	1,221,057
会議費	25,210	0	0	0	25,210	25,210
旅費交通費	943,336	5,822	129,302	0	1,078,460	1,078,460
通信運搬費	367,304	45,396	173,104	0	585,804	585,804
消耗品費	795,192	19,952	81,367	0	896,511	896,511
広告費	1,966,896	0	0	0	1,966,896	1,966,896
材料費	1,547,300	0	1,563,054	0	3,110,354	3,110,354
印刷製本費	346,369	0	408,422	0	754,791	754,791
光熱水料費	37,104	4,161	5,028	0	46,293	46,293
賃借料	106,146	10,482	12,812	0	129,440	129,440
保険料	13,584	0	0	0	13,584	13,584
諸謝金	15,000	0	0	0	15,000	15,000
租税公課	1,717	246	299	0	2,262	2,262
支払助成金	2,251,300	3,342,137	0	0	5,593,437	5,593,437
支払交付金	13,343,681	0	0	0	13,343,681	13,343,681
委託費	463,373	0	13,393	0	476,766	476,766
支払手数料	244,704	16,449	36,108	0	297,261	297,261

科 目	公益目的事業					法人会計	合 計
	公1(緑の募金)	公2(緑と水)	公3(緑化普及)	共通事業	小 計		
管理費	0	0	0	0	0	1,646,872	1,646,872
役員報酬	0	0	0	0	0	415,200	415,200
給料手当	0	0	0	0	0	250,114	250,114
報酬	0	0	0	0	0	108,000	108,000
諸手当	0	0	0	0	0	89,945	89,945
臨時雇用賃金	0	0	0	0	0	64,631	64,631
退職給付費用	0	0	0	0	0	124,260	124,260
福利厚生費	0	0	0	0	0	62,864	62,864
会議費	0	0	0	0	0	97,288	97,288
旅費交通費	0	0	0	0	0	6,489	6,489
通信運搬費	0	0	0	0	0	22,835	22,835
消耗什器備品費	0	0	0	0	0	140,270	140,270
消耗品費	0	0	0	0	0	14,662	14,662
印刷製本費	0	0	0	0	0	13,342	13,342
光熱水料費	0	0	0	0	0	11,501	11,501
賃借料	0	0	0	0	0	16,160	16,160
租税公課	0	0	0	0	0	538	538
支払負担金	0	0	0	0	0	180,000	180,000
国土緑化推進機構	0	0	0	0	0	120,000	120,000
全国緑化推進委員会連絡協議会	0	0	0	0	0	10,000	10,000
緑の少年団全国連盟	0	0	0	0	0	50,000	50,000
委託費	0	0	0	0	0	1,500	1,500
支払手数料	0	0	0	0	0	27,273	27,273
経管費用計	28,667,499	4,698,669	3,302,261	0	36,668,429	1,646,872	38,315,301
評価損益等調整当期経常増減額	-530,815	-858,669	-1,527,781	2,125,145	-792,120	476,716	-315,404
当期経常増減額	-530,815	-858,669	-1,527,781	2,125,145	-792,120	476,716	-315,404
2 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用							
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	0	0	0	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	-530,815	-858,669	-1,527,781	2,125,145	-792,120	476,716	-315,404
当期一般正味財産増減額	-530,815	-858,669	-1,527,781	2,125,145	-792,120	476,716	-315,404
一般正味財産期首残高	0	0	0	9,115,102	9,115,102	10,772,845	19,887,947
一般正味財産期末残高	-530,815	-858,669	-1,527,781	11,240,247	8,322,982	11,249,561	19,572,543
II 指定正味財産増減の部							
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0
III 基金増減の部							
当期基金増減額	0	0	0	0	0	0	0
基金期首残高	0	0	0	0	0	0	0
基金期末残高	0	0	0	0	0	0	0
IV 正味財産期末残高	-530,815	-858,669	-1,527,781	11,240,247	8,322,982	11,249,561	19,572,543

5. 貸借対照表

平成30年12月31日現在

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	17,448,071	19,773,745	-2,325,674
未収金	3,247,022	1,840,000	1,407,022
流動資産合計	20,695,093	21,613,745	-918,652
2. 固定資産			
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	673,260	549,000	124,260
特定資産合計	673,260	549,000	124,260
固定資産合計	673,260	549,000	124,260
資産合計	21,368,353	22,162,745	-794,392
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	539,042	542,372	-3,330
前受金	566,000	1,166,600	-600,600
預り金	17,508	16,826	682
流動負債合計	1,122,550	1,725,798	-603,248
2. 固定負債			
退職給付引当金	673,260	549,000	124,260
固定負債合計	673,260	549,000	124,260
負債合計	1,795,810	2,274,798	-478,988
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	0	0	0
2. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
3. 一般正味財産			
(1) 代替基金	0	0	0
(2) その他一般正味財産	19,572,543	19,887,947	-315,404
一般正味財産合計	19,572,543	19,887,947	-315,404
正味財産合計	19,572,543	19,887,947	-315,404
負債及び正味財産合計	21,368,353	22,162,745	-794,392

6. 財産目録

平成30年12月31日現在

		場所・物量等	金額
(流動資産)	預金	普通預金	5,263,191
		山陰合同銀行鳥取県庁支店	1,230,614
		鳥取銀行鳥取県庁支店	540,034
		山陰合同銀行鳥取県庁支店	1,601,489
		鳥取銀行鳥取県庁支店	711,044
		鳥取銀行鳥取県庁支店	566,000
		鳥取銀行鳥取市役所支店	130,819
		鳥取銀行岩美支店	5,079
		鳥取銀行郡家支店	35,658
		山陰合同銀行若桜出張所	53,975
		鳥取銀行智頭支店	78,426
		山陰合同銀行倉吉市役所出張所	56,799
		山陰合同銀行松崎支店	46,949
		山陰合同銀行三朝出張所	11,712
		鳥取中央農協大栄支所	27,548
		山陰合同銀行赤碕出張所	5,447
		山陰合同銀行米子支店	0
		山陰合同銀行境港支店	1,292
		山陰合同銀行日野橋支店	27,045
		山陰合同銀行西伯出張所	32,022
		山陰合同銀行溝口出張所	1,861
		鳥取銀行中山出張所	45,259
		山陰合同銀行生山支店	3,029
		鳥取銀行根雨支店	18,305
		山陰合同銀行江府出張所	32,785
		振替貯金	5,891,308
		郵便局(公)	4,207,716
		郵便局(法)	1,683,592
		定期預金	6,293,572
		山陰合同銀行鳥取県庁支店	3,258,961
		鳥取銀行鳥取県庁支店	3,034,611
		未収金	3,247,022
		受託金	3,247,022
流動資産合計			20,695,093
(固定資産)	特定資産		
	退職給付引当金		673,260
固定資産合計			673,260
資産合計			21,368,353
(流動負債)	未払金		539,042
	前受金		566,000
	預り金		17,508
	雇用保険料		17,508
流動負債合計			1,122,550
(固定負債)	退職給付引当金		673,260
固定負債合計			673,260
負債合計			1,795,810
正味財産			19,572,543

監 査 報 告 書

公益社団法人 鳥取県緑化推進委員会
理事長 稲 田 寿 久 様

平成31年1月18日

公益社団法人 鳥取県緑化推進委員会

監事 西 谷 勝 之



監事 長谷川 和 郎



私たち監事は、公益社団法人 鳥取県緑化推進委員会の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、会議等に出席し、理事及び事務局職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

第 2 号議案

役員を選任について

第 3 号 議案

常勤理事の報酬等の額について

平成 3 1 年度の常勤理事の報酬等の額は、3, 0 0 0, 0 0 0 円の報酬に鳥取県の職員の給与に関する条例（昭和 2 8 年 1 1 月 3 0 日鳥取県条例第 5 2 号）に準じた期末手当及び通勤手当を加えた額とする。

報告事項（1）

平成31年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

（平成31年1月1日～平成31年12月31日）

事業1 緑の募金事業

1 基本計画

緑の募金を原資として県内の森林の整備・緑化の推進と県民の緑化意識の高揚を図るため、県・市町村・募金協力機関・ボランティア団体等の協力を得て、緑の募金活動を実施する。

緑の募金の実施については、関係団体等の協力を得て、家庭募金、職場、企業募金 等の一層の充実に努める。

2 募金期間

春期 平成31年 3月25日（月）～平成31年 5月31日（金）

秋期 平成31年 9月 1日（日）～平成31年10月31日（木）

3 募金実施地域

鳥取県内一円で実施する。

4 募金の方法

(1) 募金の実施者

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会が、各市町村支部との連携のもとに、関係機関、ボランティア団体等の協力を得て実施する。

(2) 募金方法

家庭募金、学校募金、職場募金、企業募金、街頭募金、その他

5 募金の目標額 25,000千円

6 事業計画

(1) 森林の整備事業（1,000千円）

森林づくりの促進事業（1,000千円）

水源林、森林公園、学校林、地域のシンボリックな森林等公共性の高い森林の整備及び森林を利用した住民の交流活動等を促進するため、市町村・学校・団体等が行う森林づくり・交流活動等に要する経費に対して、予算の範囲内で助成する。

(2) 緑化推進事業

① 全県緑化の推進（1,100千円）

ア 鳥取県植樹祭の開催（500千円）

県民一人ひとりが、植樹を通じて自然との共生を図りながら、緑を育てる意識を醸成し、緑豊かな郷土を未来に引き継ぐことを目的として、鳥取県、鳥取市との共催により第64回鳥取県植樹祭を開催する。

- ・開催期日 平成31年5月
- ・開催場所 鳥取市
- ・参加予定者 県民、みどりの少年団 他（約500名）

イ 誕生記念樹の贈呈（600千円）

赤ちゃんの誕生をお祝いするとともに、未来を担う子ども達に豊かな緑を引き継いでもらうため、平成30年9月1日～平成31年8月31日に生まれた赤ちゃんを対象に、配布を希望される方180名に緑化樹を贈呈する。

② 地域緑化の推進（2,000千円）

住民の緑化意識の高揚と地域の緑づくりを推進するため、市町村・団体等が実施する緑化活動及び緑化に関するイベントの開催等に要する経費に対して、予算の範囲内で助成する。

③ 学校等緑化活動の推進（2,520千円）

ア 学校緑化推進事業（600千円）

環境教育の推進のため、園庭・校庭の整備（樹木の植樹、手入れ等）に要する経費に対し、予算の範囲内で助成する。

イ みどりの少年団交流集会の開催（520千円）

みどりの少年団が、学習や共同生活をとおして、自然に親しみながら森林について理解を深め思いやりの心を養うとともに、相互の交流と活動の活性化を図るため、交流集会を開催する。

- ・開催時期 平成31年8月
- ・開催場所 東伯郡琴浦町山川 県立船上山少年自然の家
- ・対象者 みどりの少年団員他 60名

ウ みどりの少年団育成（１，２００千円）

みどりの少年団の体制強化を積極的に図り、次代を担う子ども達が、心豊かな、自然を愛する人間に育っていくことを目的として結成された「みどりの少年団」の活動を支援するため、育成費及び新設団等の整備品を予算の範囲内で助成する。

- ・助成対象みどりの少年団数 ４０団

エ みどりの少年団活動の推進（１００千円）

地域での奉仕活動、野外での実践活動等、通常の少年団活動に加えてより充実した活動を行うみどりの少年団の活動に要する経費に対し、予算の範囲内で助成する。

オ 全国緑の少年団指導者研修会参加助成（１００千円）

みどりの少年団指導者の指導体制の強化及び活動の活性化を図るため、全国緑の少年団連盟が主催する指導者研修会へ県内指導者を派遣し、全国の指導者との交流、指導技術の向上、情報交換を行うため、参加者に対し経費の一部を助成する。

- ・開催時期 平成３１年１１月頃
- ・開催場所 東京都内（予定）

④ 募金事業交付金（９，９３２千円）

各地域の学校や公共施設等公的施設の緑化を推進するため、募金団体が環境緑化事業等を実施する場合、市町村支部を窓口として街頭募金・学校募金・家庭募金の募金額の６５％の範囲内で募金事業交付金を交付する。

⑤ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金（３，０００千円）

荒廃が進む里山林を整備するため地域住民が森林所有者、ＮＰＯ法人、民間団体等と一緒に活動組織を作り、里山林の整備や侵入竹の除去、山林資源の活用、森林の中での自然体験等の活動を行う場合、活動組織に対し交付金を交付する。

- ・Ｈ３１年度実施活動組織数 ４団体（予定）

事業 2 緑と水の森林ファンド事業

1 事業計画

県民及び青少年が森林・緑・水に触れ自然に対する認識を深め、住民参加による森林づくりを県・市町村・関係機関・森林ボランティア団体等との連携を図りつつ、地域に密着した県民参加の緑化運動を展開する。

(1) 樹名板の設置（700千円）

樹木に親しみ、樹木を大切にすることを養うため、公園、学校等の公的な場所の樹木に樹名板を設置する団体等に県産材を活用した樹名板を配布する。

(2) 木工工作キット配布事業（640千円）

小中学校の児童・生徒に木材に触れることを通じて、木材の良さを認識してもらうため、県産材を利用した木工工作キットを希望する学校に配布する。

(3) 青少年・民間活動グループ育成（300千円）

森林・緑についての理解を深め、緑化活動等に参加する意識を醸成するため、学習会、研修会等の開催及び森林・緑づくりの実践活動を行う団体等が活動に要する経費に対して予算の範囲内で助成する。

(4) 森林空間活用推進事業（200千円）

森林のさまざまな働きを活用して、森林を憩いの場、癒しの場、学習の場として活用し、森林に対する理解を深める取り組みとして地域、団体等が行う森林の利用、広報活動等に対して予算の範囲内で助成する。

(5) 学校環境緑化モデル事業（500千円）

学校環境の緑化を通じて青少年の環境教育の推進を図るために㈱ローソンが寄附した緑と水の森林ファンド事業積立金制度を活用して、小学校等が行う緑化事業に要する経費に対して予算の範囲内で助成する。

事業3 緑化普及事業

1 事業計画

県民に森林や緑への理解を深めてもらい、森林資源の保全と自然環境の向上を目的に、緑化に関するPR活動を積極的に行い、県民の自発的な森づくり・緑づくりへの参加について普及・啓発に関する事業を展開する。

2 事業内容

(1) 普及啓発事業

ア コンクール等の実施及び表彰

緑化思想の高揚を図るため、鳥取県との共催により、次のコンクール等を実施する。

- 鳥取県緑化・育樹運動ポスター原画コンクール
 - ・実施時期 平成31年6月～11月
 - ・対象者 小・中・高等学校の児童・生徒

(2) 広報活動事業

ア 緑化の普及啓発

緑化運動や各種イベントの開催等の周知を図ることにより緑化の普及啓発を推進するため、新聞広告、ポスター、チラシ並びにホームページ等により広報活動を行う。

イ 会誌の発行

「とっとり緑推だより」を発行し、イベント会場等で配布し、県民等に緑化情報を提供する。

- ・発行回数 年2回

(3) 緑化運動の推進

ア 一株植樹運動

地域や家庭環境の緑化を推進するため、市町村、苗木業者等の協力を得て、植樹・緑化用苗木を安価で斡旋する。

- ・実施時期 平成31年3月

イ 緑化運動推進

公益社団法人国土緑化推進機構公募事業の募集の周知徹底等を行い、県民の緑化意識の高揚に努めるとともに、緑化の推進に資する。

平成31年度収支予算書

平成31年 1月 1日から平成31年12月31日まで

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部	31年度	30年度	
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	4,267,000	4,287,000	-20,000
正会員受取会費	3,377,000	3,387,000	-10,000
賛助会員受取会費	890,000	900,000	-10,000
事業収益	2,100,000	2,320,000	-220,000
一株植樹	2,100,000	2,320,000	-220,000
受取補助金等	6,184,000	8,790,000	-2,606,000
国土緑化推進機構交付金	950,000	950,000	0
国土緑化推進機構助成金	1,840,000	1,840,000	0
緑と水の森林ファンド助成金	500,000	500,000	0
林野庁交付金（多面的利用対策）	2,700,000	5,500,000	-2,800,000
県交付金（多面的利用対策）	97,000	750,000	-653,000
市町村交付金（多面的利用対策）	97,000	750,000	-653,000
受託金	50,000	0	50,000
国土緑化推進機構等受託金	50,000	0	50,000
緑の募金	25,000,000	25,000,000	0
緑の募金	25,000,000	25,000,000	0
雑収益	1,500	33,000	-31,500
受取利息	1,500	3,000	-1,500
雑収益	0	30,000	-30,000
経常収益計	37,602,500	40,430,000	-2,827,500
(2) 経常費用			
事業費	37,515,513	38,970,000	-1,454,487
給料手当	4,191,780	4,310,000	-118,220
報酬	45,000	50,000	-5,000
諸手当	1,327,524	1,259,000	68,524
臨時雇用賃金	1,353,180	1,254,000	99,180
福利厚生費	1,144,742	950,000	194,742
会議費	57,645	60,000	-2,355
旅費交通費	982,930	600,000	382,930
通信運搬費	497,674	350,000	147,674
消耗品費	904,838	600,000	304,838
広告費	1,906,200	2,000,000	-93,800
材料費	3,623,466	3,200,000	423,466
印刷製本費	816,063	650,000	166,063
光熱水料費	45,668	0	45,668
賃借料	131,360	80,000	51,360
保険料	13,904	40,000	-26,096
諸謝金	27,000	50,000	-23,000
租税公課	2,990	0	2,990
支払助成金	7,840,000	7,070,000	770,000
支払交付金	11,646,000	15,917,000	-4,271,000
委託費	610,000	420,000	190,000
支払手数料	347,549	110,000	237,549
管理費	1,395,625	3,144,000	-1,748,375
役員報酬	273,600	300,000	-26,400
給料手当	220,620	220,000	620
報酬	108,000	120,000	-12,000
諸手当	69,868	171,000	-101,132
臨時雇用賃金	71,220	171,000	-99,780
退職給付費用	91,500	92,000	-500
福利厚生費	61,245	50,000	11,245
会議費	71,576	100,000	-28,424
旅費交通費	20,046	450,000	-429,954
通信運搬費	19,806	200,000	-180,194
消耗品費	131,317	500,000	-368,683
印刷製本費	17,203	300,000	-282,797
光熱水料費	11,345	60,000	-48,655
賃借料	16,640	90,000	-73,360

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
租税公課	710	5,000	-4,290
支払負担金	180,000	185,000	-5,000
国土緑化推進機構	120,000	120,000	0
全国緑化推進委員会連絡協議会	10,000	10,000	0
緑の少年団全国連盟	50,000	50,000	0
鳥取県社会保険協会	0	5,000	-5,000
委託費	2,116	30,000	-27,884
支払手数料	28,813	80,000	-51,187
雑 費	0	20,000	-20,000
経常費用計	38,911,138	42,114,000	-3,202,862
評価損益等調整前当期経常増減額	-1,308,638	-1,684,000	375,362
損益評価等計	0	0	0
当期経常増減額	-1,308,638	-1,684,000	375,362
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
他会計繰入金	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	-1,308,638	-1,684,000	375,362
当期一般正味財産増減額	-1,308,638	-1,684,000	375,362
一般正味財産期首残高	18,958,284	19,887,947	-929,663
一般正味財産期末残高	17,649,646	18,958,284	-1,308,638
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	0	0	0
基金期末残高	0	0	0
IV 正味財産期末残高	17,649,646	18,958,284	-1,308,638

※ 収支相償：公益法人は、その公益目的事業を行うにあたり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない
(公益法人認定法第14条)

平成31年度収支予算書内訳表

平成31年 1月 1日から平成31年12月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業				小 計	法人会計	合 計
	公1(緑の募金)	公2(緑と水)	公3(緑化普及)	共通事業			
I 一般正味財産増減の部							
1 経常増減の部							
(1) 経常収益							
受取会費	0	0	0	2,133,500	2,133,500	2,133,500	4,267,000
正会員受取会費	0	0	0	1,688,500	1,688,500	1,688,500	3,377,000
賛助会員受取会費	0	0	0	445,000	445,000	445,000	890,000
事業収益	0	0	2,100,000	0	2,100,000	0	2,100,000
一株植樹	0	0	2,100,000	0	2,100,000	0	2,100,000
受取補助金等	3,394,000	2,790,000	0	0	6,184,000	0	6,184,000
国土緑化推進機構交付金	500,000	450,000	0	0	950,000	0	950,000
国土緑化推進機構助成金	0	1,840,000	0	0	1,840,000	0	1,840,000
緑と水の森林ファンド助成金	0	500,000	0	0	500,000	0	500,000
林野庁交付金(多面的利用対策)	2,700,000	0	0	0	2,700,000	0	2,700,000
県交付金(多面的利用対策)	97,000	0	0	0	97,000	0	97,000
市町村交付金(多面的利用対策)	97,000	0	0	0	97,000	0	97,000
受託金	0	0	50,000	0	50,000	0	50,000
国土緑化推進機構等受託金	0	0	50,000	0	50,000	0	50,000
緑の募金	25,000,000	0	0	0	25,000,000	0	25,000,000
緑の募金	25,000,000	0	0	0	25,000,000	0	25,000,000
雑収益	1,500	0	0	0	1,500	0	1,500
受取利息	1,500	0	0	0	1,500	0	1,500
経常収益計	28,395,500	2,790,000	2,150,000	2,133,500	35,469,000	2,133,500	37,602,500
(2) 経常費用							
事業費	30,684,855	3,302,498	3,528,160	0	37,515,513	0	37,515,513
給料手当	3,309,300	441,240	441,240	0	4,191,780	0	4,191,780
報酬	45,000	0	0	0	45,000	0	45,000
諸手当	1,048,045	139,740	139,739	0	1,327,524	0	1,327,524
臨時雇用賃金	1,068,300	142,440	142,440	0	1,353,180	0	1,353,180
福利厚生費	893,444	125,649	125,649	0	1,144,742	0	1,144,742
会議費	55,113	2,532	0	0	57,645	0	57,645
旅費交通費	967,896	4,410	10,624	0	982,930	0	982,930
通信運搬費	334,751	37,155	125,768	0	497,674	0	497,674
消耗品費	756,111	36,368	112,359	0	904,838	0	904,838
広告費	1,906,200	0	0	0	1,906,200	0	1,906,200
材料費	1,662,476	0	1,960,990	0	3,623,466	0	3,623,466
印刷製本費	413,035	0	403,028	0	816,063	0	816,063
光熱水料費	36,603	4,105	4,960	0	45,668	0	45,668
賃借料	107,680	10,666	13,024	0	131,360	0	131,360
保険料	13,904	0	0	0	13,904	0	13,904
諸謝金	27,000	0	0	0	27,000	0	27,000
租税公課	2,269	721	0	0	2,990	0	2,990
支払助成金	5,500,000	2,340,000	0	0	7,840,000	0	7,840,000
支払交付金	11,646,000	0	0	0	11,646,000	0	11,646,000
委託費	600,000	0	10,000	0	610,000	0	610,000
支払手数料	291,728	17,482	38,339	0	347,549	0	347,549

科 目	公益目的事業				法人会計	合 計
	公1(緑の募金)	公2(緑と水)	公3(緑化普及)	共通事業		
管理費	0	0	0	0	1,395,625	1,395,625
役員報酬	0	0	0	0	273,600	273,600
給料手当	0	0	0	0	220,620	220,620
報酬	0	0	0	0	108,000	108,000
諸手当	0	0	0	0	69,868	69,868
臨時雇用賃金	0	0	0	0	71,220	71,220
退職給付費用	0	0	0	0	91,500	91,500
福利厚生費	0	0	0	0	61,245	61,245
会議費	0	0	0	0	71,576	71,576
旅費交通費	0	0	0	0	20,046	20,046
通信運搬費	0	0	0	0	19,806	19,806
消耗品費	0	0	0	0	131,317	131,317
印刷製本費	0	0	0	0	17,203	17,203
光熱水料費	0	0	0	0	11,345	11,345
賃借料	0	0	0	0	16,640	16,640
租税公課	0	0	0	0	710	710
支払負担金	0	0	0	0	180,000	180,000
国土緑化推進機構	0	0	0	0	120,000	120,000
全国緑化推進委員会連絡協議会	0	0	0	0	10,000	10,000
緑の少年団全国連盟	0	0	0	0	50,000	50,000
委託費	0	0	0	0	2,116	2,116
支払手数料	0	0	0	0	28,813	28,813
経常費用計	30,684,855	3,302,498	3,528,160	0	1,395,625	38,911,138
評価損益等調整前当期経常増減額	-2,289,355	-512,498	-1,378,160	2,133,500	737,875	-1,308,638
損益評価等計	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	-2,289,355	-512,498	-1,378,160	2,133,500	737,875	-1,308,638
2 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
他会計繰入金	0	0	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用						
経常外費用計	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	0	0	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	-2,289,355	-512,498	-1,378,160	2,133,500	737,875	-1,308,638
当期一般正味財産増減額	-2,289,355	-512,498	-1,378,160	2,133,500	737,875	-1,308,638
一般正味財産期首残高	0	0	0	9,185,439	9,772,845	18,958,284
一般正味財産期末残高	-2,289,355	-512,498	-1,378,160	11,318,939	10,510,720	17,649,646
II 指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0
III 基金増減の部						
当期基金増減額	0	0	0	0	0	0
基金期首残高	0	0	0	0	0	0
基金期末残高	0	0	0	0	0	0
IV 正味財産期末残高	-2,289,355	-512,498	-1,378,160	11,318,939	10,510,720	17,649,646

公益社団法人 鳥取県緑化推進委員会 会員名簿（平成30年12月31日現在）

1 特別会員（1名）

鳥取県教育委員会教育長

2 正会員（89名）【内訳：県・市町村20 団体22 個人47】

鳥取県 鳥取市 岩美町 八頭町 若桜町 智頭町 倉吉市 湯梨浜町 三朝町
北栄町 琴浦町 米子市 境港市 南部町 伯耆町 日吉津村 大山町 日南町
日野町 江府町

(一財)日本きのこセンター 鳥取県漁業協同組合 (一社)鳥取県建設業協会
(一社)鳥取県造園建設業協会 鳥取県山林樹苗協同組合 鳥取県椎茸生産組合連合会
鳥取県商工会議所連合会 鳥取県森林組合連合会 鳥取県森林土木連絡協議会
鳥取県農業協同組合中央会 鳥取県連合婦人会 鳥取県木材協同組合連合会
鳥取県林業研究グループ連絡協議会 ㈱山陰合同銀行

鳥取県東部森林組合 八頭中央森林組合 智頭町森林組合 鳥取県中部森林組合
大山森林組合 鳥取県西部森林組合 鳥取日野森林組合 日南町森林組合

(東部地区個人会員) 26

池内 実 市谷 知子 岡村 通孝 尾崎 義弘 銀杏 泰利 坂野経三郎
嶋沢 和幸 島谷 龍司 鈴木 和寿 砂場 隆浩 澤米 由己 竹内 功次
中島 規夫 西川 憲雄 浜崎 晋一 濱辺 義孝 広谷 直樹 福田 俊史
福浜 隆宏 藤縄 喜和 本田誠之助 前田八壽彦 松原 節夫 森田 章文
安田 信二 山口 享

(中部地区個人会員) 6

伊藤 保 興治 英夫 川部 洋 長谷川 稔 藤井 一博 横山 隆義

(西部地区個人会員) 15

生田 公良 稲田 寿久 上村 忠史 内田 隆嗣 内田 博長 斉木 正一
澤 紀男 錦織 陽子 野坂 道明 浜田 一哉 浜田 妙子 福間 裕隆
松田 正 森 雅幹 安田 優子

(個人会員は地区別に五十音順)

3 賛助会員（72社）

(株)愛進堂 (株)アオキ建設 (有)赤碕清掃 (有)浅中錦松園 アサヒコンサルタント(株)
 (株)井木組 因幡環境整備(株) (株)イブキ (有)今松工務店 (株)岩見組 (株)ウエスコ鳥取支社
 馬野建設(株) (株)遠藤農園 王子製紙(株)米子工場 王子木材緑化(株)米子営業所
 オグラ建設(株) (有)小倉興産 (有)片山庭園 河崎植木園 晃進建設(有) (株)高野組
 こおげ建設(株) 国土防災技術(株)鳥取営業所 (株)山陰アサヒ・アド 山陰建設(株)
 (株)山陰放送 山陰緑化建設(株) サン興業(株) (株)重道組 (株)シモモト (有)進製作所
 (株)新日本海新聞社 (株)大協組 (株)大山緑化建設 (株)大地企画 大和建设(株) 大和森林(株)
 (株)竹内組 (有)辰巳園 (株)タナカ (株)谷尾樹楽園 (株)谷口工務店 (有)谷本種苗園芸
 中央印刷(株) 中国電力(株)鳥取支社 (株)チュウブ (株)寺谷組 鳥取市水道局 (株)鳥取大丸
 (有)長石建設 中一建設(株) (株)ナガトウ建設 名和公史跡管理組合 日南振興(株)
 日本海テレビジョン放送(株) (株)ヌック (株)八田建設 日ノ丸印刷(株) (有)福岡組
 福上工業(株) (株)藤原組 (有)プロテクト 北栄グリーン (有)松本建設 (有)みどり建設
 美保テクノス(株) (有)宮本組 八頭土木建築(有) やまこう建設(株) (株)ランドサイエンス
 (有)緑清園 (株)渡辺造園 (五十音順)

平成30年度会員及び口数移動状況

H30.12.31現在

区 分		正 会 員	賛助会員	特別会員	合 計
前 期 末		90(103)	72(90)	1	163(193)
当 期 末		89(102)	72(90)	1	162(192)
増 加		△1(△1)	()	0	△1(△1)
内 訳	増	()	1(1)	0	1(1)
	減	1(1)	1(1)	0	2(2)

(平成30年度会員加入者)

区 分	正 会 員	賛助会員	特別会員	合 計
当 期 末 (H30.12.31)	89(102)	72(90)	1	162(192)
平成30年度 加入者		(株)ウエスコ鳥取支社 (1)	0	1(1)
合 計	()	1(1)	0	1(1)

(注) () は口数

定 款

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人鳥取県緑化推進委員会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって支部を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、森林の整備及び緑化の推進を図り、もって豊かな県土の発展に寄与するとともに、緑化に係る国際協力にも寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 緑の募金（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）第2条第2項の緑の募金をいう。以下同じ。）の推進及び緑の募金による寄附金の管理に関すること。
- (2) 緑の募金による森林の整備、緑化の推進並びにこれらに係る国際協力（以下「森林整備等」という。）を行うものに対する交付金の交付、森林整備等の実施並びに森林整備等に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 森林整備等に関する情報又は資料の収集及び提供に関すること。
- (4) 緑化の普及啓発及び広報活動に関すること。
- (5) 緑化活動に関すること。
- (6) 公益社団法人国土緑化推進機構の行う「緑と水の森林ファンド事業」に関すること。
- (7) 国民参加の森林づくりの推進に関すること。
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会 員

(法人の構成)

第5条 この法人の会員は、次に掲げる3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 この法人に功労のあったもの又は学識経験者（個人又は団体）で総会において承認されたもの。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員（特別会員を除く）になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出することによって申込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により入会の承認をしたときは、理事長は、会員名簿に所要事項を記載するとともに、申込者にその旨通知するものとする。入会を拒否したときは、理事長は申込者にその旨通知する。
- 3 理事長の推薦を受け、総会で特別会員として承認された者があるときは、理事長は会員名簿に所要事項を記載するとともに、その者にこの法人の特別会員として掲載する旨を通知する。

（経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は毎年、総会において別に定める会費を払う義務を負う。ただし、特別会員は除く。

- 2 既納の会費は返還しない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員の資格喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 常勤の理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 第39条に定める借入の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度2月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、出席した正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人による議決権を行使することが出来る。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその総会において選任された2人以上の議事録署名人が、署名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、2名を副理事長とする。

3 理事長、副理事長以外の理事のうち1名の常務理事を置くことができる。

4 前2項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、正会員（法人その他団体にあつては、その役職員）の中から

総会の決議によって選任する。ただし、理事5名以内及び監事1名は、正会員（法人その他団体にあつては、その役職員）以外から選任することができる。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の要件）

第22条 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらのものに準ずる者として当該理事と公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第5条で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長、副理事長は、法令及びこの定款並びに理事会で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で年2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第24条 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第28条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、押印する。

第7章 緑の募金等に係る運営協議会

(運営協議会の設置)

第33条 この法人に、毎事業年度の緑の募金及び緑と水の森林ファンド（以下「緑の募

金等」という。)に関する事業の事業計画、収支予算、事業報告、収支決算その他緑の募金の運営に関する重要事項を、この法人の諮問に応じて、調査審議する機関として運営協議会を置く。

(運営協議会の組織)

第34条 運営協議会は、委員10人以上15人以内で組織する。

- 2 運営協議会の委員は、森林整備等に関する学識経験を有する者のうちから、鳥取県知事の認可を受けて理事長が任命し、その任期は2年とする。
- 3 補欠又は増員により就任した運営協議会の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 運営協議会の委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(運営協議会会長)

第35条 運営協議会に会長を置き、運営協議会の委員の互選によりこれを定める。

- 2 運営協議会の会長(以下この条において「会長」という。)は、運営協議会の会務を総理する。
- 3 運営協議会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委任)

第36条 この章に規定するもののほか、運営協議会の運営について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第8章 専門委員会

(専門委員会)

第37条 理事長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議を得て、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、理事会の決議を得て、理事長が委嘱する。
- 3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第9章 資産及び会計

(基本財産)

第38条 次の各号の財産は、この法人の基本財産とする。

- (1) 寄付者から基本財産に繰り入れることを指定された財産
 - (2) 理事会の決議により基本財産に繰り入れることとされた財産
- 2 前項の財産は、理事長がこの法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を必要とする。

(長期借入金)

第39条 この法人が借入をする場合には、当該事業年度内にその全額を返済することが予定されている場合を除き、総会の決議を要する。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第41条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、緑の募金にかかる部分については運営協議会の意見を聴いた後、理事会の承認を得て、その事業年度開始の日の前日までに鳥取県知事に提出しなければならない。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、緑の募金に係る部分については運営協議会の意見を聴いた後、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の種類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 常勤の理事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。この場合において、緑の募金に係る部分については、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(解散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告)

第48条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合

は、鳥取県内において発行する日本海新聞に掲載する方法による。

第12章 事務局

(設置等)

第49条 この法人に事務局を置き、職員の任免は理事長が行う。

- 2 事務局の組織、運営及び内部管理等に必要な規則は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

第13章 補則

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は伊藤美都夫、副理事長は西山信一、森下洋一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。